

1 目的

使用済紙おむつは一般廃棄物として市町において焼却処分されていますが、焼却処理量の削減等による廃棄物処理の合理化や資源循環の促進に資することから、使用済紙おむつの再資源化を推進する動きが出てきています。

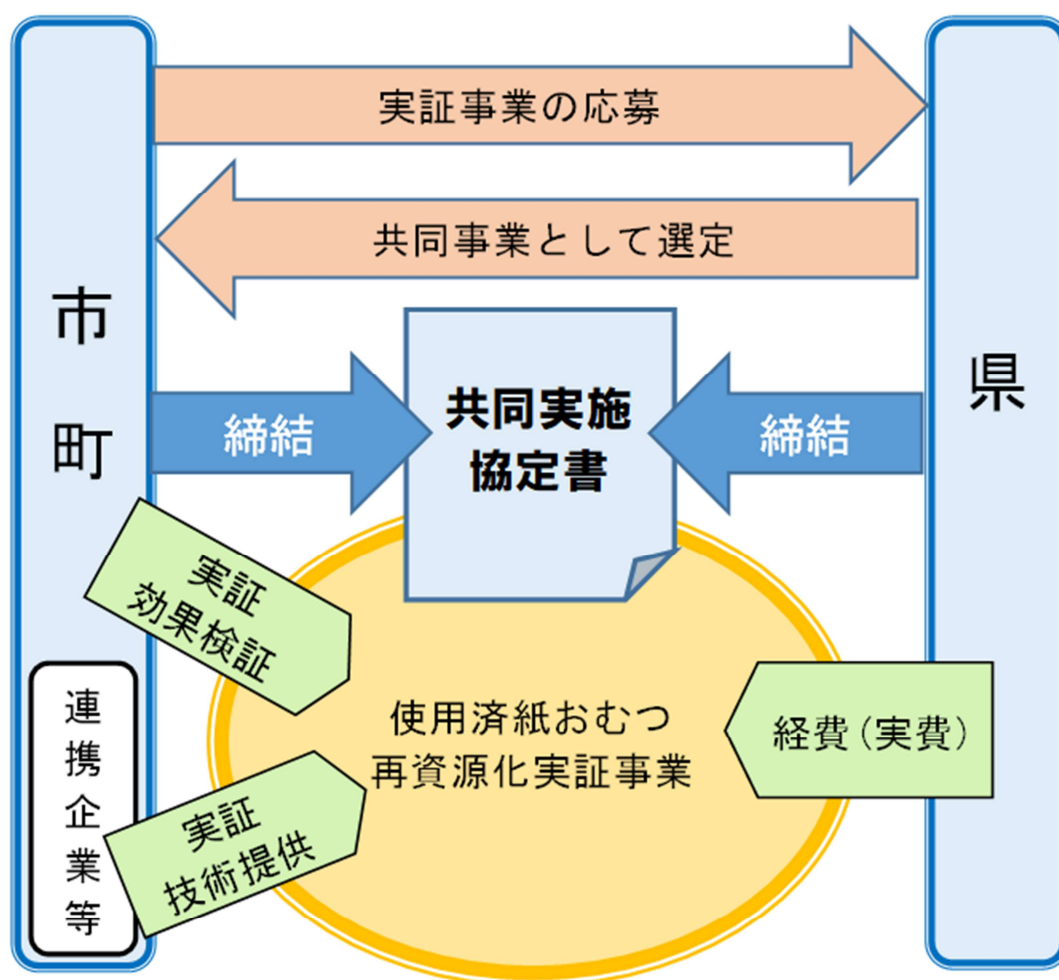
県内における使用済紙おむつの再資源化の普及を進めていくためには、導入時における経済的・環境的・社会的・技術的課題の把握とその解消方法の検討を通じて、運用モデルを構築して県内での横展開を図ることが必要です。

本要領は、県と「使用済紙おむつ再資源化実証事業」を共同で実施する市町を募集するものです。

<共同実施について>

本要領に基づき応募・選定された実証事業を実施する市町と県は「実証事業の共同実施に係る協定書」を締結し、県はこの協定に基づいて実証事業に要する経費（実費）を負担します。

<共同実施の概略図>





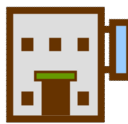
2 実証事業の募集

(1) 対象事業及び区分

本要領により募集する「使用済紙おむつ再資源化実証事業」は、使用済紙おむつの分別回収から再生処理、その処理により生成された再生資源の活用に至る過程において、経済的・環境的・社会的・技術的課題の解消につながる実施方法の実証（試験的な実施及び効果測定）を行うものです。

本要領においては、使用済紙おむつの再資源化の過程を3つに区分し、いずれか1つ又は複数の区分に係る実証事業を募集します。

<募集する実証事業の区分>

	分別回収	再生処理	再生資源の活用
区分	 <p>家庭及び施設等で発生した使用済紙おむつの分別回収・保管</p>	 <p>回収した使用済紙おむつの再生処理</p>	 <p>再生処理により生成された再生資源の活用</p>
想定される課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、施設等からの効率的な回収 プライバシーへの配慮 衛生的な保管方法 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な処理の実現 周辺環境への負荷軽減 効率的な処理 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な活用ルートの開拓 環境負荷及びコスト軽減に資する活用方法

(2) 要件

使用済紙おむつの再資源化の導入時における課題を解消する、以下のいずれかについて大きな効果が見込まれることを応募の要件とします。

<要件>

見込まれる効果		内容（例）
経済的効率性	コストや時間の削減 ・効率化に資する	DX 技術を活用した収集運搬の効率化、再生資源の売却によるコストの削減等
環境負荷軽減	CO2 削減や焼却処理量の減少に資する	再生資源（代替燃料）の活用による CO2 削減、再生処理による焼却・埋立の減少等
社会的負担の軽減	子育て、介護等の負担軽減に資する	介護支援を通じた高齢者世帯への分別回収、保育施設の回収拠点化、おむつ交換サービス等
新技術の確立	再資源化の新しい手法の開発に資する	新たな再生処理の実証方法の確立等

なお、応募する実証事業の区分が複数にわたる場合、1つ以上の区分で大きな効果が見込まれれば要件を満たしたことになります。

(3) 経費負担

ア 対象経費

協定に基づき、実証事業に要する経費（実費）を県が負担します。負担の対象として想定している経費及び対象外となる経費は以下のとおりです。

<対象経費>

種別	使途内容（例）
旅費	職員、講師、専門家等の出張旅費
通信運搬費	郵便代、運送代、プロバイダー使用料
消耗品費	消耗品の購入費（単価 10 万円未満）
賃借料	機械器具、備品等のレンタル・リース料
印刷製本費	パンフレット・リーフレットなどの印刷製本に関する費用
補助人件費	補助員（有期契約労働者等）に係る経費
外注費	企業等に発注するために必要な経費
謝金	講師、専門家等の謝金
保険料	新たに加入する保険に要する経費
その他	その他実証事業の実施において特に必要と考えられる経費
一般管理費	外注費のうち、一定割合（10%以下）の支払を認められた間接経費

<対象外経費>

- 1 人件費（補助人件費を除く。）その他実証事業の完了においても必要となる経常経費
- 2 実証事業の実施に必要と認められない経費
- 3 領収書等により支払いの事実が確認できないもの
- 4 実証事業の事業実施期間外に使用した経費（協定締結前及び実証事業終了後に使用した経費）
- 5 既に国、地方公共団体により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの
- 6 使用済紙おむつの再資源化処理に係る施設整備及び機械器具の導入にかかる経費（機械器具、備品等のレンタル・リースの導入にかかる経費は除く）

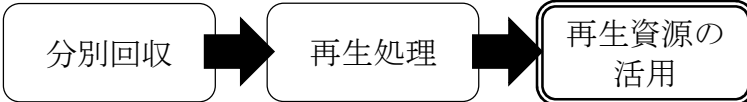
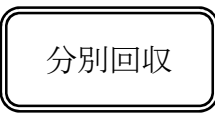
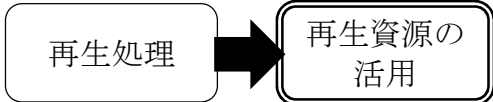

イ 負担上限額

県が負担する経費の上限額は、応募する実証事業の区分数（応募区分数）及び要件を満たす区分数（要件区分数）により決定します。

<負担上限額の算定方法>

負担上限額	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 応募区分数 1区分につき 200万円 </div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 要件区分数 1区分の場合 0円 2区分の場合 200万円 3区分の場合 400万円 </div>
-------	---	---	---	---

<応募する実証事業と上限額の例>

	応募	上限額
1	使用済紙おむつの再資源化処理の一連の過程全ての実証を実施。うち、再生資源の活用において大きな効果が見込まれるもの。 	応募区分：3 要件区分：1 ↓ 600万円
2	再生処理及び再生資源の活用に着目した実証を実施。いずれの区分においても、大きな効果が見込まれるもの。 	応募区分：2 要件区分：2 ↓ 600万円
3	家庭や施設等からの回収方法の実証を実施し、その結果、大きな効果が見込まれるもの。 	応募区分：1 要件区分：1 ↓ 200万円
4	再生処理及び再生資源の活用に着目した実証を実施。うち、再生資源の活用に大きな効果が見込まれるもの。 	応募区分：2 要件区分：1 ↓ 400万円
5	使用済紙おむつの再資源化処理の一連の過程全ての実証を実施。いずれの区分においても大きな効果が見込まれるもの。 	応募区分：3 要件区分：3 ↓ 1000万円（最大）

(4) 応募資格者

本要領による募集に応募できる者（以下、「応募資格者」という。）は、静岡県内の市町（複数市町による連名も可）とし、実証事業の実施にあたり、連携する企業等がある場合は、応募書類に「連携企業等」として記載することとします。

なお、連携企業等については以下の要件を全て満たすものとします。

<連携する企業等の要件>

- ア 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- オ 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しないこと。
 - （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （イ）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （オ）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

また、連携企業等に係る廃棄物処理法上の取扱いについて、応募資格者は次により対応するものとします。

<連携企業等に係る廃棄物処理法上の取扱い>

- ・連携企業等が、紙おむつの分別回収や再生処理の実証を実施する区域において、[※]一般廃棄物の収集運搬・処分の業の許可等を受けていない場合は、環境省事務連絡を踏まえ、実証を実施する区域を管轄する市町間で計画を共有するなど、無許可営業の疑義が生じないよう適切に対応すること。
- ・紙おむつの再生処理等を実証する場合において、処理施設の設置場所が他の市町村の区域内にあるときは、当該市町村に対しあらかじめ所要の事項を通知し、協議を行うこと。

※令和4年12月22日付け「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について（事務連絡）」

〔営利目的ではない試験研究と判断される場合は収集運搬・処分の業の許可等を不要とする運用が提示。〕

(5) 募集期間

令和6年5月15日（水）～令和6年7月3日（水）

3 応募手続

(1) 提出書類

以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ア 令和6年度使用済紙おむつ再資源化実証事業 応募申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 提案書（プレゼンテーション資料）[※]
 - エ 連携する企業等の概要（業種、実績等）がわかる書類、パンフレット等
- ※選定を行う際のプレゼンテーションに使用するものです。A4横パワーポイント形式とし、表紙を除き最大20枚までとします。

(2) 提出期限

要領2（5）に示す期間内に必着で提出してください。

(3) 提出方法

提出書類のデータをメール添付により提出してください（必要に応じ、大容量ファイル受け渡しサービスも利用可能）。

件名は「令和6年度使用済紙おむつ実証事業（市町名）」としてください。

(4) 提出先のメールアドレス

hai@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 募集説明会

説明会は開催しません。不明点等がある場合は、要領6に記載する問い合わせ先に確認してください。

(6) その他

書類の作成、提出等に要する費用は支払いません。

4 応募後の手続

(1) 実証事業の選定

応募された実証事業の選定を行う「使用済紙おむつ再資源化実証事業審査委員会」を募集期間終了後2週間以内に開催します。応募者の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、以下の項目について総合的に審査を行い、共同実施する実証事業を選定します。

なお、選定の際、実証事業の区分や想定経費等について意見や条件が付される場合があります。

<審査項目>

審査項目	審査の視点
確実性	実証（試験的な実施及び効果測定）の内容が実現可能なもので、かつ十分な体制を確保しているか。
妥当性	想定経費の根拠（対象経費や所要額の積算）が妥当か。効果測定の方法が妥当か。
新規性	静岡県内又は全国的にみて、新しい実証内容か。
要件該当性	要領2（2）の要件について、大きな効果が見込まれるか。
波及性	実証する再資源化の方法が、他の地域や市町において実施可能か。

（2）選定結果の通知及び協定の締結

審査結果を踏まえ、共同実施する実証事業の選定の可否について、審査委員会開催から速やかに応募者へ通知します。

選定された実証事業の応募者（以下、「実証事業の実施者」という。）は、審査で付された意見や条件を踏まえ、実証事業実施計画書を作成し、その内容に基づき県と共同実施に係る協定書を締結します。

<協定の骨子>

- ・実証事業の内容及び負担金の支払い（実証事業実施計画書に準ずる）
- ・県と実証事業の実施者の役割分担
- ・実証事業の報告

（3）実証の実施

実証事業の実施者は、協定締結後、速やかに連携企業等とともに実施に向けた準備を進め、協定締結から概ね1か月以内に実証を実施します。

（4）事業報告

実証事業の実施者は、実証の実施後、以下の事項を記載した報告書を県に提出します。

<報告書に記載する事項>

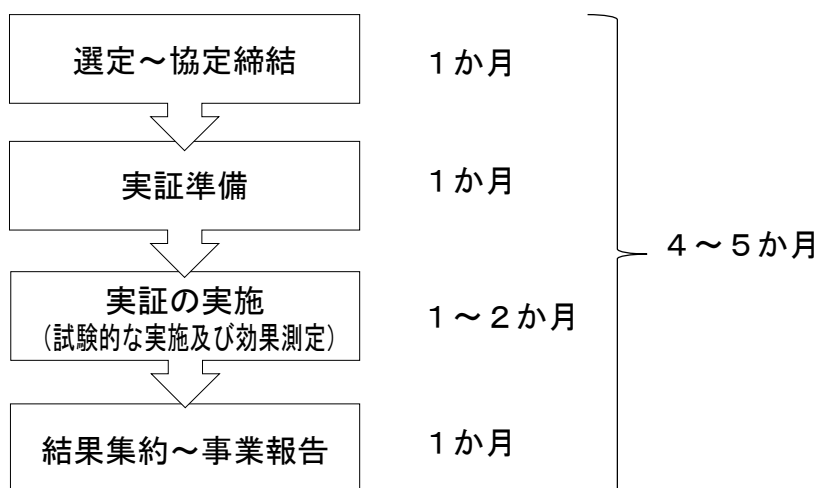
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業の目的、概要、実施体制 ・各区分における実証の内容及び結果 ・効果測定[*]の方法及び結果 ・他の自治体への横展開を踏まえた課題や考察 ・実証事業の収支 ・その他実証事業の実施について報告することが有益と考えられるもの | <p>※効果測定
 全ての実証区分…経費
 要件を満たす区分…経費に加え、要件に係る効果</p> |
|--|--|

報告書など、事業の成果物に係る全ての著作権は実証事業の実施者及び県に帰属するものとし、次に掲げる情報を除き、公開します。

<非公開情報>

- ・個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）
- ・公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの

<応募後の想定スケジュール>



5 負担金の支払い

ア 支払方法等

市町の予算措置の状況に応じて以下のとおり負担金を支払います。

<支払方法等>

市町の予算措置	支払先	支払方法	支払時期	県歳出科目
有	実証事業の実施者 (市町)の一般会計	精算払い	事業完了後	負担金
無	共同実施事務局(市町の 所管課)が管理する通帳	概算払い	事業実施前	

イ 支払額の確定方法

要領4(4)の報告書の提出にあわせて、支払いを証明する以下の書類を県に提出してください。県は、提出された書類に基づき、支払額を確定します。支払額は、協定で定めた金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の額の合計となります。

<支払額の確定に必要な書類>

- ・契約書（写し）
- ・領収書（写し）
- ・納品書（写し）
- ・その他支払いを証明できる書類等

6 問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

「廃棄物の再資源化モデル構築事業」担当

電話番号：054-221-2426

E-mail：hai@pref.shizuoka.lg.jp

様式第1号

令和6年度使用済紙おむつ再資源化実証事業 応募申請書

番 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市(町)長 氏 名

令和6年度使用済紙おむつ再資源化実証事業について、県と共同で実施することを希望し
たく、所定の書類を添えて応募します。

また、下記の内容について誓約します。

記

【誓約事項】

- ・令和6年度使用済紙おむつ再資源化実証事業に応募するために必要な要件を全て満たしていること。
- ・提出書類の内容について、事実と相違ないこと。
- ・要領4(2)「選定結果の通知及び協定の締結」に基づき、応募した実証事業が選定された場合、県と実施に係る協定を締結すること。
- ・要領2(4)「連携企業等に係る廃棄物処理法上の取扱い」に基づき、連携企業等に係る廃棄物処理法上の取扱いについて、適切に対応すること。

	所属(課名)	役職・氏名	連絡先
責任者			
担当者			

事業計画書

1 事業概要（簡潔に記載してください）

現状と課題	
実証の概要	
見込まれる効果	

2 連携企業等（複数ある場合は行を追加して記載してください）

1	企業名	
	所在地	
	担当者	(職・氏名・連絡先)
	企業等の概要	
2	企業名	
	所在地	
	担当者	(職・氏名・連絡先)
	企業等の概要	
3	企業名	
	所在地	
	担当者	(職・氏名・連絡先)
	企業等の概要	

3 実証内容

区分	内 容	見込まれる効果及び検証方法
分別回収	(実施場所や実施方法、実施時期(実施頻度や時期)など、5W1Hを踏まえ、事業の内容がわかるように詳細に記載してください。 (実施体制や役割分担を図示等を用いて記載してください。)	
再生処理		
再生資源の活用		

※実証を実施する区分の内容欄に、その内容等を記載してください。

※要件(要領2(2))に該当する区分については、必ず見込まれる効果及び検証方法を記載してください。

※実施内容がわかる資料を別途添付しても構いません。

4 想定経費

(1) 見込額

金 円 (税込)

(2) 見込額内訳

単位：円

大項目	中項目	見込額		積算・内容等
			うち負担金	
人件費	—			
事業費	旅費			
	通信運搬費			
	消耗品費			
	賃借料			
	印刷製本費			
	補助人件費			
	外注費 [※]			
	謝金			
	保険料			
	その他			
	一般管理費			
消費税及び地方消費税				
合計				

※外注費の内訳がわかる資料（見積書等）を別途添付してください。